

## 滋賀県消費者施策の実施状況について

3-1 滋賀県消費者基本計画（第3次）【概要】

3-2 滋賀県消費者基本計画施策体系

3-3 滋賀県消費者行政年間スケジュール

3-4 滋賀県消費者基本計画進捗状況

# 滋賀県消費者基本計画（第3次）【概要版】

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画改定の趣旨

消費者を取り巻く社会経済情勢や、消費者行政を巡る状況の変化を踏まえ、今後の施策の展開方向を示す。

### 2 計画の性格

- ① 滋賀県消費生活条例に基づく、消費者施策に関する基本的な方向等を定め、消費者施策の計画的な推進を図るための計画
- ② 「消費者教育推進法」第10条に規定される滋賀県消費者教育推進計画

### 3 計画の期間：平成28年度から32年度までの5年間

## 第2章 消費生活をめぐる現状と課題

### 1 これまでの取組

第2次基本計画に4つの基本的方向と9つの重点施策を定め、消費者施策を展開

### 2 消費者を取り巻く現状と課題

#### (1) 社会経済情勢の変化

- ① 人口減少社会の到来と高齢化の進行
  - ・ 高齢者の単独世帯の増加
- ② 高度情報通信社会の進展
  - ・ スマートフォンの急激な普及
  - ・ デジタルコンテンツに関する相談増加
- ③ 商品や取引形態の複雑化・多様化
  - ・ 消費者向け電子商取引の規模拡大
  - ・ 消費生活におけるグローバル化の進展
- ④ 環境・エネルギー問題
  - ・ 持続可能社会への転換の必要性
- ⑤ 食品表示その他「食」の諸問題
  - ・ メニュー等における不適正な表示問題
  - ・ 食品ロスの増加

#### (2) 国における消費者行政の現状

- ・ 消費者教育推進法および食品表示法の制定
- ・ 特定商取引法、景品表示法等の改正

#### (3) 滋賀県における消費生活相談体制の状況

- ・ 消費生活相談窓口の設置（平成23年度より全市町に設置。）
- ・ 消費生活相談窓口の認知度（県消費生活センター：50.9% 市町相談窓口：62.2%）

#### (4) 滋賀県における消費生活相談の状況

- ・ 相談件数は平成22年度以降概ね12,000件台で推移。平成25、26年度と約14,000件に増加。
- ・ 65歳以上の高齢者の相談件数が急増（全相談の30%を超過）
- ・ デジタルコンテンツ（アダルト情報サイト、出会い系サイト等）に関する相談が約2,600件と全体の2割を占める。
- ・ 通信販売に関する相談割合が高く、特にインターネット通販の相談件数が増加。

#### (5) 滋賀県における事業者指導等の状況

- ・ 特定商取引法や景品表示法等による指導
- ・ 特殊詐欺の発生（被害件数の半数が65歳以上。65歳以上の被害額総額は全体の65.9%を占める。）

#### (6) 消費者教育の状況

##### ① 消費者教育推進法の施行（平成24年12月）

【基本的方向】誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けられる機会を提供し、効果的に推進する。

##### ② 滋賀県における消費者教育の現状

- ・ 幼稚園では「環境に配慮したくらし」や「安全安心な遊具の使い方」に関することが中心。
- ・ 小学校、中学校、高校、特別支援学校では、平成23～25年度に完全実施された新学習指導要領に基づき実施。
- ・ 大学や専修学校での実施状況は、大学に比べ専修学校での実施率が低く4割未満。
- ・ 事業所における従業員への消費者教育は半数以上で実施されず。ただし、従業員300人以上規模では約6割で実施。
- ・ 消費者教育を推進するための支援としては、実践事例の紹介や、消費者教育教材の提供等へのニーズが高い。

## 第3章 消費者施策推進の基本方針

### 1 基本理念

県、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体の相互の信頼を基調とし、消費生活条例に掲げられた消費者の8つの権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護および増進のため自主的、合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する。

### 2 目指す姿

みんなでつくる 滋賀の消費者安全・安心社会

### 3 基本方針

- I 安全・安心な消費生活の確保
- II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援
- III 消費者被害の防止と救済

#### 消費者の8つの権利

- ①基本的な需要が満たされること
- ②健全な生活環境が確保されること
- ③安全が確保されること
- ④適正な商品等が供給されること
- ⑤商品等の選択機会が確保されること
- ⑥消費者教育を受けられること
- ⑦被害の救済を受けられること
- ⑧意見が反映されること

## 第4章 消費者施策の展開

### I 安全・安心な消費生活の確保

#### ■重点施策1 消費者取引の適正化

- (1) 取引等の適正化
- (2) 広告・表示等の適正化

#### ■重点施策2 商品・サービスの安全性の確保

- (1) 商品・サービスの安全性の確保
- (2) 食の安全・安心の確保
- (3) 消費者事故情報等の収集・提供

#### ■重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給

### II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援

#### ■重点施策4 消費生活情報の発信・啓発

#### ■重点施策5 消費者教育・学習の推進

- (1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進
  - ①学校等における消費者教育の推進
  - ②消費者の特性や場の特性に応じた消費者教育の推進
  - ③消費生活に関連する教育との連携推進
- (2) 消費者教育の担い手（人材）の育成と支援
- (3) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり

#### ■重点施策6 環境に配慮した消費者行動の推進

- (1) 環境に配慮した消費者行動の推進
- (2) 環境学習・環境保全活動の支援



### III 消費者被害の防止と救済

#### ■重点施策7 消費生活相談体制の充実強化

- (1) 県の消費生活相談体制の充実強化
- (2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援

#### ■重点施策8 高齢者等への支援

- (1) 高齢者等への的確な情報提供
- (2) 高齢者等の見守り体制の充実強化

#### ■重点施策9 法令違反事業者等への指導強化



## 第5章 関係機関・団体との連携強化

- 1 行政機関との連携
  - ・国、他都道府県との連携
  - ・市町との連携
  - ・庁内関係部局等との連携
- 2 消費者団体・NPOとの連携
- 3 事業者・事業者団体との連携
- 4 弁護士会、福祉関係団体等多様な主体との連携
- 5 消費者等の意見の施策への反映と透明性の確保
  - ・関係者の意見の消費者施策への反映
  - ・施策や審議会での審議状況のホームページ等での公表

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制
  - ・滋賀県消費者行政推進連絡調整会議での総合調整
  - ・社会的、経済的状況の急激な変動への対応
- 2 計画の進行管理
  - ・PDCA サイクルに基づき、施策の実効性の確保を図る。
- 3 計画の見直し
  - ・必要に応じ計画の見直しを行う

# 消費者基本計画施策体系

## 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保

### 重点施策1 消費者取引の適正化

(1) 取引等の適正化	特定商取引法等の適正運用	県民活動生活課・消費生活センター
	消費生活協同組合の指導検査	県民活動生活課
	貸金業者の指導監督	中小企業支援課
	建設業者の指導監督	監理課
	宅地建物取引業者の指導・監督	住宅課
	健康福祉サービス評価システムの推進	健康福祉政策課
(2) 広告・表示等の適正化	景品表示法に基づく表示指導	県民活動生活課・消費生活センター
	食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進	食のブランド推進課
	米穀の適正流通の推進	農業経営課・食のブランド推進課
	家庭用品品質表示法に基づく表示指導	中小企業支援課
	計量法に基づく検査等	計量検定所

### 重点施策2 商品・サービスの安全性の確保

(1) 商品・サービスの安全性の確保	危険物・高圧ガス等に対する保安対策	防災危機管理局
	消費生活用製品の安全の確保	県民活動生活課
	びわ湖材産地証明事業	森林政策課
	家庭用品安全対策の推進	生活衛生課
	生活衛生施設等の監視指導	生活衛生課
	医薬品等の安全の確保	薬務感染症対策課
	毒物劇物の安全対策	薬務感染症対策課
	医療サービスの安全の確保	医療政策課
	建築物等の安全対策	建築課
(2) 食の安全・安心の確保	食の安全確保推進事業	生活衛生課
	食の安全・安心強化対策事業	
	食中毒予防対策事業	
	食品・添加物試験検査事業	
	食肉衛生検査・対策事業	
	食品安全監視センター事業	食のブランド推進課
	農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	
	環境こだわり農産物認証制度の運営	
	しがの米麦大豆安全安心確保事業	
	生産物の安全対策の推進	農業経営課・畜産課・水産課
(3) 消費者事故情報等の収集・提供	リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	県民活動生活課・消費生活センター
	消費生活用製品の安全の確保<再掲>	

### 重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給

物価情報に関する統計情報の提供	統計課
-----------------	-----

## 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援

### 重点施策4 消費生活情報の発信・啓発

消費者にわかりやすい情報の発信	関係各課
啓発資料等の作成および配布	県民活動生活課 消費生活センター
啓発資料等の貸出および消費生活に関する情報の提供	

### 重点施策5 消費者教育・学習の推進

(1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進	消費生活に関する啓発資料や関連情報の提供	県民活動生活課 消費生活センター
	消費者教育教材の作成、提供	
	学校や地域における学習機会の提供(セミナー、出前講座)	

(1)消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進	学校や地域における外部人材の活用の推進	県民活動生活課 消費生活センター
	高齢者等を対象とした効果的な情報提供・被害防止啓発	
	関係団体と連携した消費者教育の推進	
事業者等に向けた消費者教育の推進		
(2)消費者教育の担い手(人材)の育成と支援	学校や地域、職域における消費者教育の担い手の育成・支援	
	消費者教育の拠点整備	
(3)消費者市民社会の構築に向けた気運づくり	幅広い主体と連携した「消費者市民社会」に関するイベントや情報提供、広報活動の実施	
<b>重点施策6 環境に配慮した消費者行動の推進</b>		
(1)環境に配慮した消費者行動の推進	地球温暖化対策推進事業	温暖化対策課
	スマート・エコハウス普及促進事業	エネルギー政策課
	買い物ごみ・食品ロス削減推進事業	循環社会推進課
	滋賀グリーン購入ネットワークの支援	
(2)環境学習・環境保全活動の支援	体系的な環境学習推進支援事業	琵琶湖保全再生課
	「びわ湖の日」活動推進事業	
	環境学習センター事業、拠点機能強化事業	琵琶湖博物館
	低炭素社会づくり学習支援事業	温暖化対策課
	環境こだわり農業の発信によるブランド力向上・消費拡大	食のブランド推進課
<b>基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済</b>		
<b>重点施策7 消費生活相談体制の充実強化</b>		
(1)県の消費生活相談体制の充実強化	県の消費生活センターの窓口機能の強化	県民活動生活課・消費生活センター
	消費生活相談員レベルアップ事業	
	消費者被害防止・消費者教育ワーキング	消費生活センター
	専門家を活用した困難事案対応	
	弁護士会等の専門機関等との連携	
	権利擁護センターの運営	健康福祉政策課
	貸金業者に係る相談窓口設置	中小企業支援課
	不動産無料相談所運営指導	住宅課
住宅相談の実施		
(2)市町の消費生活相談体制の充実強化支援	市町の相談体制の充実強化への支援	県民活動生活課 消費生活センター
	市町担当職員研修等の開催	
	消費生活相談困難事案の共同処理	
	市町窓口への巡回訪問支援	
	県と市町の連携による消費者啓発の実施	医療福祉推進課
	高齢者成年後見支援センターの運営	
<b>重点施策8 高齢者等への支援</b>		
(1)高齢者等への的確な情報提供	高齢者等を対象とした効果的な情報提供・被害防止啓発	県民活動生活課 消費生活センター
	関係団体等との連携による効果的な情報提供	
	警察と連携した特殊詐欺に関する情報提供	
(2)高齢者等の見守り体制の充実強化	高齢者等の見守り体制の整備促進	
	高齢者等の見守り支援者の育成	
	見守りのための資料の作成・配布	
	高齢者消費者被害110番	
<b>重点施策9 法令違反事業者等への指導強化</b>		
特定商取引法に関する事業者指導の強化	県民活動生活課・消費生活センター	
消費者被害に関する情報提供体制の構築		

# 滋賀県消費者行政年間スケジュール〈平成29年度〉

資料3-3

県基本計画の方針	事務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全・安心な消費生活の確保	特定商取引法の適正運用	県内の相談状況を随時確認（悪質な事業者については調査し指導等を行う。）											
	景品表示法の適正運用	随時情報受付（内容により調査、指導）											
	生協の検査・指導	意見交換会 生協検査											
「自ら考え行動する」消費者になるための支援	消費者啓発・情報提供	消費生活・消費者トラブルに関する情報発信（しらしがメール、くらしのかわら版、HP）											
	消費者教育（子ども・若者対象）	消費者月間啓発 月間セミナー くらしの情報セミナー 金融経済講演会 金融経済講演会 消費者被害防止共同キャンペーン 消費生活フェスタ 高校、大学等への出前講座 / 学校における授業内容への助言等 親子くらしの体験セミナー 小学校家庭科ワークブックの作成 各学校へ発送 教員向けセミナー 消費生活フェスタ 学生による消費者教育の取組（啓発グッズ等のデザイン・作成・啓発活動）											
	消費者教育（高齢者対象）	自治会、老人クラブ等への出前講座 コンビニ啓発用POP等の作成 生協等との協定に基づく啓発											
	消費者市民社会（エシカル消費）	月間セミナー エコフェア出展 事業者向け講座											
	消費生活相談の対応	インターネット相談受付 相談員市町巡回訪問 いべルアップ®研修 情報交換会 いべルアップ®研修 いべルアップ®研修 いべルアップ®研修 いべルアップ®研修 情報交換会 情報交換会											
	高齢者への支援	高齢者宅訪問啓発事業 生協等との協定に基づく啓発 広報誌記事 見守り講座 介護事業所啓発 高齢者110番											

# 滋賀県消費者行政年間スケジュール<平成30年度>

交付金活用事業

H30新規事業：赤字

県基本計画の方針	事務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
安全・安心な消費生活の確保	特定商取引法の適正運用	県内の相談状況を随時確認（悪質な事業者については調査し指導等を行う。）												
	景品表示法の適正運用	市町訪問・ヒヤリング							市町訪問・ヒヤリング					
	生協の検査・指導				意見交換会		生協検査							
「自ら考え行動する」消費者になるための支援	消費者啓発・情報提供	消費生活・消費者トラブルに関する情報発信（しらしがメール、くらしのかわら版、HP拡充、ツイッター）												
			消費者月間啓発 月間セミナー くらしの情報セミナー					消費者被害防止共同キャンペーン						
	消費者教育（子ども・若者対象）	高校、大学等への出前講座 / 学校における授業内容への助言等												
				親子くらしの体験セミナー					小学校家庭科ワークブックの作成					各学校へ発送
						教員向けセミナー			学生による消費者教育の取組（啓発グッズ等のデザイン・作成・啓発活動）					
	消費者教育（高齢者対象）	自治会、老人クラブ等への出前講座												
消費者市民社会（エシカル消費）		月間セミナー		しがプラスワン	コープdeエシカル		くらしとお金講演会（エシカル落語）				エシカルフェア			
消費者被害の防止と救済	消費生活相談の対応	インターネット相談受付												
		相談員市町巡回訪問												
				パワーアップ研修 情報交換会				パワーアップ研修	パワーアップ研修 情報交換会		パワーアップ研修		パワーアップ研修	情報交換会
高齢者への支援		市町担当会議（見守りNW）						高齢者宅訪問啓発事業		生協等との協定に基づく啓発		広報誌記事		
										高齢者110番			介護事業所啓発	

# 「滋賀県消費者基本計画」進捗状況＜平成28～30年度＞

県基本計画の方針	重点施策	関連事業	H28	H29	H30 (上半期時点)	
安全・安心な消費生活の確保	1 消費者取引の適正化	特定商取引法等に基づく行政処分等	4件	3件	0件	
		消費生活協同組合の指導検査	6生協	5生協	4生協	
		景品表示法に基づく表示指導	1件	1件	0件	
		食品表示法等に基づく調査指導【食のブランド推進課】	11件	15件	2件	
	2 商品・サービスの安全性の確保	消費生活用製品安全法に基づく立入検査	52事業者	48事業者	未	
		食品表示一斉監視【生活衛生課】	307施設	415施設	未	
		消費者庁への重大事故通知件数	6件	3件	0件	
	3 生活関連物資およびサービスの安定供給	ホームページや刊行物での情報提供【統計課】	通年	通年	通年	
	「自ら考え行動する」消費者になるための支援	4 消費生活情報の発信・啓発	しらがメールによる情報発信	46回	54回	27回
情報誌等での啓発記事掲載			6回	2回	1回	
コンビニ啓発POP設置			約600店	約560店	未	
消費生活フェスタの開催（協力市町）			11市町	9市町	8市町	
住情報に関するセミナー開催【住宅課】			2回(61人)	2回(84人)	未	
5 消費者教育・学習の推進		(1)消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進	くらしの情報セミナーの開催	2回(105人)	2回(84人)	1回(51人)
			くらしの一日講座（出前講座）	38回 (1,986人)	42回 (1,787人)	46回 (2,776人)
			高校へ出前講座	13校(740人)	11校(607人)	1校(70人)
			幼児等向け消費者教育教材配付	738カ所	114カ所	-
			教材を活用した出前講座等	5回	15回	10回
			学生自身による消費者教育	-	参加学生9人	募集中
		(2)消費者教育の担い手(人材)の育成と支援	消費生活相談員資格取得支援講座	44人	-	-
			小学校家庭科補助教材の作成・配付	15,000部	15,000部	拡充改訂中
		(3)消費者市民社会の構築に向けた気運づくり	消費者月間講演会の開催	約100人	約60人	約60人
			エシカル消費の推進	-	ブース出展	子どもむけ講座
6 環境に配慮した消費者行動の推進		環境にやさしい買い物キャンペーン実施【循環社会推進課】	42店舗	99店舗	未	
		食品ロス対策【循環社会推進課】	-	啓発イベント	未	
		エコスクール活動認定校【琵琶湖保全再生課】	12校	18校	未	



# 「滋賀県消費者基本計画」進捗状況＜平成28～30年度＞

県基本計画の方針	重点施策	関連事業	H28	H29	H30 (上半期時点)	
消費者被害の防止と救済	7	消費生活相談体制の充実強化	県窓口での相談受付状況	3,897件	3,895件	約2,200件
			相談員レベルアップ研修会	5回(138人)	6回(162人)	2回(66人)
			住宅相談【住宅課】	61件	65件	未
	8	高齢者等への支援	関係団体との連携による高齢者宅訪問啓発	約10,000世帯	約9,000世帯	実施中
			見守り支援者研修会	2回(86人)	1回(42人)	－
			民生委員や介護事業所等への啓発	1,370人	1,650カ所	未
			高齢者110番	－	60件	未
	9	法令違反事業者等への指導強化	悪質事業者への行政処分の実施	1件	0件	0件
			警察への特殊詐欺に関する情報の提供	10件	4件	5件

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	■重点施策1 消費者取引の適正化			
	(1) 取引等の適正化			
	特定商取引法等の適正運用	特定商取引法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。	法に違反した販売方法等について、立入検査や消費者からの聴取等を行い、違反事実を確認できた悪質な事業者に対して行政処分、行政指導を実施した。 ・文書指導：2件 ・口頭指導：1件	県民活動生活課 消費生活センター
	消費生活協同組合の指導検査	消費生活協同組合法の規定に基づく指導検査の実施により、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保するとともに、契約者等の保護を図る。	各生協および生協連への指導・検査を実施し、業務が健全かつ適切に運営できるよう、指摘や助言を行った。特に財務面においては、公認会計士の活用により適切な運営を図った。 検査対象組合：5生活協同組合	県民活動生活課
	貸金業者の指導監督	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。 ・貸金業者(県知事登録業者)の指導・監督 ※「貸金業に係る相談窓口の設置」と併せて実施	貸金業者に対して、貸金業法を始めとする関係法令等の遵守を徹底し、業務の適正な運営を確保するよう指導・助言することによって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営を図った。 ・業者の登録に関する業務(登録および更新要件審査、変更、廃業等) 登録業者数：6業者(H29.4.1現在)→6業者(H30.3.31現在) ・貸金業者に対する業務指導、報告徴収 ・貸金業者に対する立入検査、現地確認等 ※みなし貸金業者を含む 立入検査 6業者 その他訪問調査・指導 15業者(みなし貸金業者) 貸金業者に対しては、法律の遵守状況等を確認するため、法令に則り毎年1回立入検査の実施による指導を行っているほか、随時の啓発業務を通じて業務運営の適正化に向けた指導を行っており、この結果、資金需要者等からの苦情は24年度以降は皆無である。 今後も、資金需要者等の利益の保護を図るため、引き続き貸金業者において適正な業務運営がなされるよう努める。	中小企業支援課
建設業者の指導監督	建設業を営む者の資質の向上等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保するとともに、住宅瑕疵担保履行法に基づき、建設業者にかかる特定住宅瑕疵担保責任を金銭的に担保し、発注者を保護する。 ・建設業者の指導・監督 ・建設業許可業者の情報公開	・建設工事の適正な施工を確保し発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対し、行政指導・行政処分を行った。 (指示処分：1件、営業停止処分：1件) ・建設工事の発注者等に建設業者の経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供するため、許可申請書類を閲覧に供した。 ・建設業取引の適正化・関係法令順守の徹底を図るため、訪問指導を行った。	監理課	
宅地建物取引業者の指導・監督	宅地建物取引業務の適正化を図るため、業者に対する指導監督を行うことにより、公正な取引の確保と消費者の保護を図る。 ・宅地建物取引業者事務所調査の実施	免許申請時(新規・更新)に、宅地建物取引業者の事務所が適法に設置されているかについて確認した。 実績：276業者に対して調査を実施	住宅課	

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名	
重点施策/施策(事業)名					
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	健康福祉サービス評価システムの推進	健康福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、自己評価を促進するとともに、評価調査者養成研修や評価機関の認証などを行い、第三者評価の実施に取り組む。 ・第三者評価機関認証委員会の開催 ・健康福祉サービス評価システム推進委員会の開催 ・第三者評価機関の育成・支援 ・自己評価、第三者評価の事業者に対する広報啓発	◇健康福祉サービス評価システムの推進 「健康福祉サービス評価」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としている。 健康福祉サービスの質の向上を図ることや、利用者によるサービス選択に資することを目的に、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」を促進するとともに、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」の受審を促進した。 (1)第三者評価の受審状況 ・老人ホーム 1件 ・障害者施設 1件 ・保育園 7件 (2)第三者評価機関の認証 ・新規認証 2件(計4法人認証)	健康福祉政策課	
	(2) 広告・表示等の適正化				
	景品表示法に基づく表示指導	景品表示法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。	関係機関からの通知や申告による情報に迅速に対応し、改善が必要な場合は事業者に早期に注意を行い、表示の適正化に努めた。 ・不当表示に対する口頭注意：1件	県民活動生活課 消費生活センター	
	食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進	食品表示法に基づく食品表示の適正化を図り、一般消費者の選択に資することを目的とする。 ・不適正な食品表示に係る事業者への調査、指導 ・不適正な食品表示に関する情報の受付	食品表示法および関係の法令等に基づく適正な食品表示が行われるよう、事業者に対する調査・指導を行った。 調査・指導件数：15件	食のブランド推進課	
米穀の適正流通の推進	主要食糧法および米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の推進を図る。 ・米穀の出荷販売事業者への調査・指導	(農業経営課) 食糧法に基づき、用途限定米穀をその定められた用途以外の用途に供されないよう、近畿農政局とともに巡回調査を実施した。 ・調査事業者数：13事業者 ・いずれも問題無し (食のブランド推進課) 米トレーサビリティ法の関係者への周知に努め、また、米の産地情報の適正な伝達や記録の保持等が行われるよう指導を行った。 調査・指導件数：4件	農業経営課 食のブランド推進課		

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名																				
重点施策/施策(事業)名																								
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	家庭用品品質表示法に基づく表示指導	<p>家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査の実施</li> <li>・販売業者等に対する表示事項遵守の指示</li> <li>・消費者の利益が害されている旨の申し出受理</li> </ul>	<p>○家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査の実施状況</p> <p>検査実施市町数 14市町、検査実施店舗数 53店舗、不適正表示件数 7件</p> <p>同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗等については法に基づき市が行い、町の区域にある店舗等については県が町に権限を委譲しているところであり、各市町がそれぞれの権限に基づいて立入検査を実施した。</p> <p>平成29年度の立入検査の結果、県内で販売されている家庭用品について不適正な表示がされているものが7件あり、適正化を指示するとともに、消費者庁に報告した。</p>	中小企業支援課																				
	計量法に基づく検査等	<p>正確な計量の確保に努めるとともに、適正計量の周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引証明に使用する計量器の定期検査(9市町で実施)</li> <li>・商品量目の立入検査</li> <li>・計量関係事業者、計量器使用者に対する立入検査</li> </ul>	<p>(1)計量器定期検査 取引や証明に使用されている「はかり」について、検査を実施した。 ・検査台数：1,370台(大型・小型はかりの検査台数)</p> <p>(2)立入検査</p> <p>①商品量目の立入検査 内容量表記商品を販売している事業者に対し、量目検査を実施した。 ・立入検査事業者数：19事業者</p> <p>②計量関係事業者に対する立入検査 計量器製造事業者等に対し、法令遵守の状況等について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：23事業者</p> <p>③計量器使用者に対する立入検査 ガソリンスタンド等に対し、計量器の検定有効期限等の管理状況について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：61事業者</p>	計量検定所																				
■重点施策2 商品・サービスの安全性の確保																								
(1) 商品・サービスの安全性の確保																								
危険物規制事務	<p>危険物の貯蔵・取扱いおよび消防設備機器の安全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物取扱者保安講習会委託</li> <li>・消防設備士講習会委託</li> <li>・危険物取扱者免状交付等事務委託</li> <li>・消防設備士免状交付等事務委託</li> <li>・危険物事故防止連絡会</li> </ul>	<p>◇危険物規制事務</p> <p>(1) 危険物取扱者保安講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 申請者 2,198人 受講者 2,169人</p> <p>(2) 消防設備士講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会</p> <table border="0"> <tr> <td>① 消火設備</td> <td>申請者 69人</td> <td>受講者 69人</td> </tr> <tr> <td>② 警報設備</td> <td>申請者 143人</td> <td>受講者 140人</td> </tr> <tr> <td>③ 避難設備・消火器</td> <td>申請者 110人</td> <td>受講者 107人</td> </tr> </table> <p>(3) 危険物取扱者免状・消防設備士免状交付等事務委託 委託先：(一財)消防試験研究センター</p> <table border="0"> <tr> <td>① 危険物取扱者免状</td> <td>新規交付 2,442件</td> <td>再交付 153件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>書換 25件</td> <td>写真書換 1,571件</td> </tr> <tr> <td>② 消防設備士免状</td> <td>新規交付 355件</td> <td>再交付 4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>書換 1件</td> <td>写真書換 119件</td> </tr> </table> <p>【成果】 危険物取扱者および消防設備士の資質の向上が図られ、危険物事故の防止ならびに消防設備工事の適切な施行に寄与した。</p>	① 消火設備	申請者 69人	受講者 69人	② 警報設備	申請者 143人	受講者 140人	③ 避難設備・消火器	申請者 110人	受講者 107人	① 危険物取扱者免状	新規交付 2,442件	再交付 153件		書換 25件	写真書換 1,571件	② 消防設備士免状	新規交付 355件	再交付 4件		書換 1件	写真書換 119件	防災危機管理局
① 消火設備	申請者 69人	受講者 69人																						
② 警報設備	申請者 143人	受講者 140人																						
③ 避難設備・消火器	申請者 110人	受講者 107人																						
① 危険物取扱者免状	新規交付 2,442件	再交付 153件																						
	書換 25件	写真書換 1,571件																						
② 消防設備士免状	新規交付 355件	再交付 4件																						
	書換 1件	写真書換 119件																						

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	高圧ガス指導取締	高圧ガス(L Pガス等)の保安に関する啓発ならびに取引の適正化を図る。 ・事業所・販売店に対する立入検査等の実施 ・保安講習会の開催、消費先の保安基準維持調査および自主保安の啓発	<p>◇高圧ガス指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 ①高圧ガス関係 保安検査 41件 移動車両立入検査 0件 ②L Pガス関係 販売店立入検査 20件</p> <p>(2)保安講習会の実施 ①高圧ガス関係 ・平成29年10月25日(水) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 275人 ・平成29年11月29日(水) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 167人 ②L Pガス関係 ・平成29年11月9日(木) 13:00~17:00 びわこ大津館 出席者数 79人 ・平成29年11月10日(金) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数108人 ・平成29年11月15日(水) 13:00~17:00 滋賀県立文化産業交流会館 出席者数 96人</p> <p>【成果】 高圧ガス取扱い事業者の保安レベルの向上が図られ、事業所および一般家庭L Pガス消費者の事故の未然防止が図られた。</p>	防災危機管理局
	火薬類等指導取締	火薬類の貯蔵・消費・その他の取扱いについて指導し、事故の防止を図る。 ・販売店および消費者に対する立入検査等の実施 ・保安・啓発業務委託	<p>◇火薬類等指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 平成29年度実施 保安検査17件 立入検査20件</p> <p>(2)保安講習会の実施 ①火薬類取扱保安責任者教育講習会 平成29年12月5日(火) 滋賀県教育会館 出席者数 32人 ②煙火消費保安教育講習会 平成30年2月18日(日) 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 163人</p> <p>【成果】 火薬類取扱事業者の保安レベルの向上が図られ、事故の未然防止に寄与した。</p>	防災危機管理局
	電気工事等指導取締	粗悪な電気用品(工事)等による危害を防止する。 ・販売店および工事施工業者に対する立入検査等の実施 ・電気工事施工業者に対する保安講習会の開催	<p>◇電気工事等指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 平成29年度実施 0事業者</p> <p>(2)保安講習会の実施 ・平成29年10月20日(金) 13:30~16:20 ひこね市文化プラザ 出席者数 電気工事業者 563人 ・平成29年10月25日(水) 13:30~16:20 守山市民ホール 出席者数 電気工事業者 542人</p> <p>【成果】 電気工事業者の保安レベルの向上が図られ、不良工事等の軽減に寄与した。</p>	防災危機管理局

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	消費生活用製品の安全の確保	特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品(乳児用ベッド、圧力なべ等)> 立入検査事業者数：44事業者 (違反数：0件) <特定保守製品(ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等)> 立入検査事業者数：4事業者 (違反数：0件)	県民活動生活課
	びわ湖材産地証明事業	県内産木材が適正に消費者に提供されるよう安心と信頼の分別・表示管理システムの構築を図る。 ・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 ・登録業者への指導・検査 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供、普及啓発	・びわ湖材取扱認定事業者として、平成30年3月末現在160事業者が登録され、産地証明した木材量は、54,981m3であった。 ・登録業者49事業者への検査・指導を行った。 ・産地証明制度の内容、流通量、認定事業者の名簿等を県産木材活用推進協議会のウェブサイトにて情報提供するとともに、研修会を2回開催した。	森林政策課
	家庭用品安全対策の推進	有害物質を含有するおそれのある家庭用品について検査を行い、健康被害の防止に努める。 ・試買テストの実施 ・被害の苦情等受付・調査および検査	化学物質に対する感受性が高い乳幼児の健康被害の発生を防止することができた。 H29実績 15検体	生活衛生課
	生活衛生施設等の監視指導	生活衛生営業施設等が衛生的に整備管理されるよう監視指導を行う。 ・生活衛生営業施設に対する許可・確認・検査および立入検査・指導	<生活衛生営業施設の衛生状況に関する監視指導の実施> 対象施設：特定建築物 立入施設数：72施設	生活衛生課
	医薬品等の安全の確保(薬事監視指導)	有効かつ安全な医薬品等の供給を図る。 ・薬事関係事業者に対する監視指導 ・医薬品等についての品質検査 ・医薬品等の苦情・相談処理	消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るため、薬局、医薬品販売業、医薬品等製造販売業および製造所に対して監視指導を実施した。 また、消費者からの医薬品等に関する苦情・相談について適切な措置を講じた。 (1)薬事関係事業者への監視指導 対象施設数：7,495施設 監視指導施設数：1,138施設 違反発見数：91件 (2)医薬品等の品質検査 ①指定医薬品等の収去検査(違反なし) 医薬品：27検体 医療機器：1検体 ②健康食品の試買調査(違反なし) 強壮用健康食品：7検体 ③無承認無許可医薬品の取締 監視指導件数：141件(表示指導6件) (3)医薬品等の苦情・相談 39件 (4)危険ドラッグの試買調査(検出なし) 買い上げ調査：3検体	薬務感染症対策課

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	毒物劇物の安全対策	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図る。 ・毒物劇物営業者等の監視指導 ・毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、毒物劇物営業者等に対する監視指導および毒物劇物営業者の登録・届出事務を行った。 また、毒物劇物取扱者試験を実施した。 (1)毒物劇物営業者等の監視指導 対象施設数：726施設 監視指導施設数：285施設 違反発見施設数：31施設 (2)毒物劇物取扱者試験(平成30年2月24日実施) 受験者数：318人 合格者数：106人	薬務感染症対策課
	医療サービスの安全の確保	医療安全や医療機関に関する相談に対応し、患者・家族と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援します。	県医療安全相談室では、平成29年度は年間約600件の相談に対応し、患者・家族等と医療提供施設との信頼関係の構築を支援した。	医療政策課
	建築物等の安全対策	建築物の敷地・構造・設備および用途に関する確認を行うとともに、木造住宅等の建築物の耐震化を推進することにより、県民の生命、健康および財産の確保を図る。 ・建築物等の確認等 ・個人木造住宅の耐震診断および耐震改修工事に補助等 ・大規模建築物および避難路沿道建築物の耐震診断に対する補助等	◇建築物等の確認等 (1)建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 ・中間検査、完了検査シールの交付制度の実施 ・中間検査、完了検査未実施物件への督促 (2)指定確認検査機関・建築士事務所等の適正な業務実施 ・建築士事務所への立入検査：41件(H29.7:20件、H30.2:21件) ・指定確認検査機関への立入検査：県指定機関への立入実施(H30.2) (3)違反建築物等への対策 ・違反建築物等の一斉パトロールの実施 ・未検査物件に対してのパトロールの実施 (3)について、県内269箇所実施(H29.10) (4)建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 ・建築物防災点検の実施(上期、下期の防災週間による実施) ・特殊建築物定期報告未提出施設への督促、防災点検の実施 ・建築物の耐震促進に関する広報活動等による既存建築物安全性の向上適切な確認 ◇個人木造住宅の耐震診断および耐震改修工事に対する補助等 診断 177件 / 改修 25件 ◇大規模建築物耐震化に対する補助等 1件 ◇避難路沿道建築物の耐震診断に対する補助等 7件	建築課

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針) 重点施策／施策(事業)名	施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	(2) 食の安全・安心の確保		
	<p>食の安全確保推進事業</p> <p>食の安全・安心を確保するため、食品衛生知識の向上を図るとともに、施設の許可、効果的な監視指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全・安心推進条例の推進</li> <li>・食の安全情報の提供</li> <li>・シンポジウム、意見交換会等の開催</li> <li>・食の安全・安心審議会の運営</li> <li>・食品関係営業許可検査の実施</li> <li>・食品営業施設等の監視指導</li> <li>・夏期・年末食品一斉取締り</li> <li>・食中毒予防一斉監視指導</li> <li>・食品表示一斉監視</li> </ul>	<p>&lt;滋賀県食の安全・安心審議会の開催&gt; 開催日時：平成29年7月27日 場所：大津合庁7-A会議室</p> <p>&lt;食の安全・安心に関する情報の提供&gt; (1) ホームページ「食の安全情報」による情報提供 ホームページへのアクセス件数：112,661件 ホームページの更新回数：152回 (2) 食品による健康被害情報の迅速な提供 近畿府県市内の食中毒情報を随時HPやしらがメールにより提供</p> <p>&lt;食の安全・安心ワークショップおよび意見交換会の開催&gt; (1) 食の安全・安心ワークショップ 開催日時：平成29年9月22日 場所：滋賀県立大学 参加人数：41人 テーマ：「聞かせて、聞かせて！食中毒を防ぐアイデアを」 (2) 地域における意見交換会の開催（開催主体：各保健所） 開催回数：7回 参加者数：203人 テーマ：食肉と食中毒についてなど</p> <p>&lt;食品衛生に関する講習会等の開催&gt; (1) 消費者を対象とした講習会 開催回数：52回 参加者数：1,734人 (2) 事業者を対象とした研修会 開催回数：143回 参加者数：4,540人</p> <p>&lt;営業許可検査の実施&gt; 新規許可：1,518施設、継続許可：1,994施設</p> <p>&lt;監視指導の実施&gt; 監視指導件数：11,712施設</p> <p>&lt;一斉監視指導の実施&gt; (1) カンピロバクター等食中毒予防一斉監視(5～6月)：155施設 (2) 食品、添加物等の夏期一斉監視(7月)：1,626施設 (3) 食品、添加物等の年末一斉監視(12月)：1,939施設 (4) 食品表示一斉監視(1～2月)：415施設</p>	生活衛生課
<p>食の安全・安心強化対策事業</p> <p>食の安全・安心事業を強化するため、大型食中毒を想定した模擬訓練、自主衛生管理を促進するためのマニュアル解説書の作成、消費者の意向を反映した買い上げ検査と情報提供の3つの事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理対策事業</li> <li>・自主衛生管理支援事業</li> <li>・特定食品不安解消事業</li> </ul>	<p>&lt;模擬訓練の実施&gt; 日時：平成29年11月8日 14:00～16:30 場所：滋賀県危機管理センター災害対策室5～9 参加者：県内の学校給食共同調理場所長、栄養教諭等 24名</p> <p>&lt;自主衛生管理マニュアルの作成支援&gt; (1) マニュアル作成支援講習会の開催 対象：従事者10人以上の飲食店および大規模食品販売施設等 回数：7回 (2) マニュアル作成状況の確認 対象：平成27、28年度に作成支援講習会に出席した施設および未受講ながらもマニュアルありと回答した施設 監視施設：80施設</p> <p>&lt;特定食品不安解消事業&gt; 広域流通食品の買い上げ検体：570検体</p>	生活衛生課	



平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	食中毒予防対策事業	食中毒予防知識の向上を図るとともに、食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追及と拡大・再発の防止に努める。 ・食中毒予防のための事業(食中毒注意報の発令、衛生講習会等の実施) ・食中毒発生時の疫学調査	食中毒予防の知識の向上と食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追及と拡大・再発の防止に努めた。  <食中毒注意報の発令> 食中毒注意報(7月1日～9月30日)：1回 ノロウイルス食中毒注意報(11月1日～3月31日)：5回 <衛生講習会の実施(再掲)> 事業者を対象とした食中毒講習会：116回、3,665人 <食中毒発生時の疫学調査> 平成29年度に発生した食中毒発生件数：14件	生活衛生課
	食品・添加物試験検査事業	食品・添加物等の規格基準等の試験検査を行い、県民に提供される食品の安全確保に努める。 ・食品、添加物等の規格基準検査 ・農畜産物の残留農薬検査 ・アレルギー物質含有食品の検査 ・遺伝子組換え食品の検査	<規格基準検査> 検査数：1,182検体(違反数：2件) <残留農薬検査> 検査数：125検体(違反数：0件) <アレルギー物質含有食品の検査> 検査数：38検体(違反数：1件) <遺伝子組み換え食品の検査> 検査数：8検体(違反数：0件)	生活衛生課
	食肉衛生検査事業	と畜場に搬入される獣畜に対して、と畜検査員による検査を行うとともに、関係業者への衛生指導・検査を行い食肉の安全確保を図る。 ・と畜検査および必要な措置 ・枝肉等の細菌汚染調査 ・牛海綿状脳症スクリーニング検査 ・と畜場関係者に対する衛生指導	<と畜検査> と畜場内とさつ頭数 牛：8,059頭(全部廃棄・一部廃棄数：7,211) 豚：4,517頭(全部廃棄・一部廃棄数：3,583)  <細菌汚染調査> 検査数：534件 <牛海綿状スクリーニング検査> 検査数：21検体(陽性数：0件) <衛生指導講習会> 講習会実施数：2回	生活衛生課
	食鳥肉衛生対策事業	食鳥処理場の衛生確保および食鳥検査方法の向上に努め、食鳥肉の安全確保を図る。 ・食鳥検査および必要な措置 ・食鳥処理施設の監視指導	<食鳥処理施設立入り等検査> 監視指導件数：99件	生活衛生課
	食品安全監視センター事業	県内の広域流通食品製造施設等に対し、専門的かつ高度な監視指導を行うとともに、製造業者等による、より高度な自主衛生管理を推進する。 ・特定食品製造施設等に対する監視指導 ・滋賀県食品自主衛生管理認証制度(セーフフードしが)に基づく認証業務	1：特定食品製造施設等に対する監視指導 709件の専門的な監視指導を実施した。  2：滋賀県食品高度衛生管理認証制度(セーフフードしが)に基づく認証業務 (1)認証：3回の認証審査委員会を開催し、新たに11件の工程を認証するとともに、既認証24工程を新基準へ移行認証した。(累計182施設認証) (2)助言・指導：認証取得に向けた事業者へ助言、指導を行った。 (3)外部検証：98件の外部検証(高度な衛生管理の実施状況を確認)を実施した。	生活衛生課

## 平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努め、県産農産物に対する消費者の信頼を高める。 ・普及啓発活動、指導者の育成	農業生産工程管理(GAP)手法の普及のため、研修会や滋賀県GAP推進チームによる普及啓発活動や、国際水準GAP指導者の育成のため研修への派遣を行った。 JGAP基礎指導員研修：2名	食のブランド推進課
	環境こだわり農産物認証制度の運営	農薬、化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らし、かつ、農業濁水の流出防止など琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らした技術で栽培された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度を運営し、消費者の信頼を高めるとともに流通を促進する。 ・環境こだわり農産物を対象とした残留農薬検査の実施	認証された環境こだわり農産物について、農産物中の残留農薬の検査を実施するとともに、生産記録が正しく記載されていることを確認した。 分析試料 玄米20検体 分析農薬 25農薬 分析結果 食品衛生法の残留基準値を上回る農薬は検出されなかった。	食のブランド推進課
	しがの米麦大豆安全安心確保事業	米・麦・大豆の円滑な流通のためには、消費者や実需者の基本的なニーズである食の安全・安心を確保する必要がある、重金属、残留農薬およびカビ毒であるDONの分析を行う取組について支援する。 ・米・麦・大豆の残留農薬、米麦の重金属(カドミウム)、麦のカビ毒の分析を実施	農業団体において、抽出により残留農薬、重金属、麦のカビ毒の分析を実施し、米、麦、大豆の安全性を確認するとともに、実需者等に対して情報提供することにより、本県産農産物の安全性に関する理解を深めた。 ・分析点数 重金属：392点、残留農薬：383点、カビ毒：32点	農業経営課
	農薬適正使用推進対策	農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による危害の防止を図る。 ・県農作物病害虫雑草防除基準の策定 ・農薬安全使用普及啓発 ・農薬アドバイザー講習会の開催・認定 ・農薬取扱者に対する監督指導	(1) 県農作物病害虫雑草防除基準の策定 適切かつ安全な防除と危被害防止の指導指針として、農作物病害虫雑草防除基準を策定し、関係団体、流通業者等に対して防除基準に沿った指導、流通の確保について協力を求めた。 (2) 農薬安全使用普及啓発 農業者等に対して、農薬使用時の確認事項や農薬散布後の水管理の徹底等資料を配布し、安全使用を啓発した。 (3) 農薬適正使用アドバイザー講習会の開催 農薬の使用に関して関係法令や農薬の適正使用について講習会を開催し、農業者等の農薬使用者に対して農薬の適正使用の助言を行う農薬アドバイザーを認定した。 平成29年 6月21日 : 220名認定 平成29年11月21日 : 129名認定 (4) 農薬取扱業者に対する監督指導 農薬販売者への巡回点検を実施し、届出や帳簿に関する違反がないか点検指導を行った。 農薬販売者点検数 : 91件	農業経営課

## 平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	動物医薬品の適正使用対策	動物医薬品の取扱いおよび品質の適正化を図るとともに、畜産農家に対する適正使用の指導を行い、安全な畜産物の供給を図る。 ・薬事監視の強化、立入検査の実施 ・動物用医薬品の品質検査の実施 ・定期的な農家指導の実施	動物用医薬品販売業者および畜産農家に対し、動物用医薬品の適切な取扱いおよび使用について指導を実施した。 ・動物用医薬品販売業者への立ち入り検査 立入検査 39件 ・畜産農家訪問時の適正使用指導 適正使用指導 273農場 ・動物用医薬品の品質検査 殺菌消毒剤	畜産課
	飼料の安全使用対策	飼料の安全使用および品質の適正化を図るため、畜産農家に対する適正使用の指導等を行う。 ・飼料の適正使用の指導	飼料の安全使用および品質の適正化を図るため、畜産農家に対して適正使用の指導を行った。 ・指導畜産農家数 40戸	畜産課
	滋賀県産牛肉の放射性物質検査事業	消費者の滋賀県産牛肉に対する信頼を確保するとともに、農家経営の健全化を図る。 ・滋賀食肉センターにおいて、と畜解体された牛肉のうち、検査を希望するものについて放射性物質検査を実施	平成23年3月に発生した福島原子力発電所の事故に伴う、放射性物質汚染牛肉の全国的な流通により、消費者の牛肉に対する不安感が増していたことから、「近江牛ブランド」を守るとともに、消費者が近江牛等の滋賀県産牛肉を安心して消費できるよう、平成23年9月から滋賀食肉センターにおいてと畜解体された牛肉の放射性物質の全頭検査を開始。平成29年4月から希望者からの申請に基づく検査に移行。 実績 検査頭数：429頭 放射性物質検出数：0	畜産課
	養殖衛生管理体制整備事業	養殖水産物の安全確保と魚病のまん延防止 ・医薬品の適正使用の指導 ・生産記録の作成・保存の指導や自主的な生産工程管理の普及 ・魚病のまん延防止や防疫に関する指導	・養殖衛生管理指導を実施した養殖経営体の割合100%（平成29年度実績） 経営体数：延べ215件（50経営体）	水産課
	食の安全・安心推進事業	昨今、輸入水産物等における使用禁止薬剤の検出等により、食の安全性確保への十分な対応が求められている状況の中、養殖業者の食の安全・安心に対する自主的な取り組みを推進する。 ・安全で、安心な養殖魚を供給し、水産業の振興を図る目的で水産業協同組合が自主的に実施する水産用医薬品の残留検査に対し補助する。	水試検体収集実施分。 アユ12検体、ビワマス6検体、マス類（ニジマス、イワナ）9検体 合計27検体（分析機関：日吉） 養殖業の振興を図るため、養殖業者が現場で使用する水産用医薬品の自主的な残留検査委託に要する経費に対し補助を行った。 ・水産物流通促進対策事業 補助金交付先：滋賀県淡水養殖漁業協同組合 検査実施検体数：アユ9検体、マス1検体	水産課
	<b>(3) 消費者事故情報等の収集・提供</b>			
リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	P10-NET等からの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報および重大事故情報等を広く収集し、県民への周知を図る。	消費者からの相談を受け、消費者安全法に基づき、消費者庁へ重大事故情報として通知を行った。 重大事故通知件数：3件	県民活動生活課 消費生活センター	

## 平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
安全・安心な消費生活の確保	消費生活用製品の安全の確保 ＜再掲＞	特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。  消費生活用製品安全法に基づく立入検査 ＜特定製品(乳児用ベッド、圧力なべ等)＞ 立入検査事業者数：44事業者 (違反数：0件) ＜特定保守製品(ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等)＞ 立入検査事業者数：4事業者 (違反数：0件)	県民活動生活課 消費生活センター
	■重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給			
	物価情報に関する統計情報の提供	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。 (1)「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)を掲載 (2)ホームページや刊行物での情報提供 ・ホームページの「データブック滋賀」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載 ・「しが統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載	統計課
■重点施策4 消費生活情報の発信・啓発				
基本方針Ⅱ「自ら考え行動する」消費者になるための支援	対象ごとの消費者啓発事業	対象とする年齢層や特性に応じた啓発物品等を作成し、効果的な啓発を実施する。	＜若者＞ 特殊詐欺被害防止および相談窓口の周知を目的として、県警と連携して啓発POP(2種類・700セット)を作成し、県内のコンビニエンスストア約560店に設置 ＜高齢者＞ 出前講座等で配付するため「高齢者見守りワークブック」の購入(1,650部) ＜消費者市民社会の概念普及＞ エンシカル消費の普及を目的として関連リーフレットを購入(2,000部)	県民活動生活課
	消費生活フェスタの開催	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	消費生活フェスタの開催により、消費者トラブルをはじめとする消費者問題への関心を高めることができた。 平成29年9月18日(月・祝) ピバシティ彦根	消費生活センター
	消費生活情報の提供	ビデオ、DVD、啓発リーフレット等の啓発資材を整備するとともに、「くらしのかわら版」の発行やしらがメールの発信により、最新の消費生活情報の提供を行う。	消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報紙「くらしのかわら版」を年4回発行し、各市町消費生活相談窓口・社会福祉協議会・警察署・ハローワーク・図書館等に配付した。 消費者被害防止のため、しらががメールでタイムリーな情報提供を行うとともに、DVDの貸出しや啓発リーフレット等の配布を行った。	消費生活センター

# 平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」 消費者になるための支援	物価情報に関する統計情報の提供<再掲>	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。 (1) 「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)を掲載 (2) ホームページや刊行物での情報提供 ・ホームページの「データブック滋賀」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載 ・「しが統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載	統計課
	林産物生産流通振興対策	素材・製材品等の市況および流通の動向を把握する。 ・木材市況および流通調査	木材市場等県下6か所において、2か月毎に計6回の調査実施し、木材関係団体に情報提供するとともに、県木材協会のウェブサイトでも公表した。	森林政策課
	医薬分業対策	医療の質的向上および医薬品の適正使用を図るため、地域における医薬分業体制の確立を図る。	現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するために策定された「患者のための薬局ビジョン」により、患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局として在宅医療へかかわる事業の推進に努めた。医薬分業率は、平成28年度調剤分で70.7%(全国28位)となった。	薬務感染症対策課
	薬事衛生知識の普及・啓発	医薬品の正しい使い方等の啓発活動の実施や医療機関、薬局への医薬品情報の提供等への支援を行い、医薬品の適正使用を推進する。 ・医薬品適正使用推進事業に対する補助	県民に適切な医療、医薬品等の情報を提供するために、(一社)滋賀県薬剤師会を通じて、医薬品の安全性情報や最新の情報を収集し、医師・薬剤師等の医療関係者に情報提供を行った。また、薬と健康の週間では、関係団体などと協働し、薬の正しい使い方など広く薬事衛生の普及啓発活動を行った。 (1) (一社)滋賀県薬剤師会に医薬品適正使用推進事業に対し補助した。 (2) 薬と健康の週間(10/17~10/23) 滋賀のくすりと健康フェア2017(10/21・22) 展示・体験コーナーなどの設置	薬務感染症対策課
	卸売市場活性化対策	県内卸売市場等が連携して取り組む卸売市場の体質強化・連携強化の検討、実需者のニーズと生産をつなぐ取組、卸売市場に対する県民の理解をつかめる活動に対して支援することで、卸売市場の取扱量の拡大等による活性化を図る	卸売市場の体質強化・連携強化の検討、実需者のニーズと生産をつなぐ取組、卸売市場に対する県民の理解をつかめる活動に対して支援を行った。 経営戦略検討実施状況 3市場	食のブランド推進課
	地域食品振興対策	地域の農水産業と食品産業の連携を図り、地域食品振興対策の推進と県内食品産業の活性化を促進する。 ・地域食品産業高度化等推進事業 ・地域食品産業活性化対策事業(県産農産物活用支援、食の安全・環境問題対策推進)	・一般財団法人食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール」に出品する食品を選定、滋賀県から1品推薦し、農林水産賞食料産業局長賞を受賞。 推薦食品:北島酒造「純米吟醸ぶくぶく」 ・滋賀県食品産業協議会への職員の配置や事業実施に対する補助を実施し、県産農産物の活用等を推進した。	食のブランド推進課
	しがの地産地消・食育推進事業	滋賀県環境こだわり農業推進条例や滋賀県食の安全・安心推進条例に基づき、消費者に軸足を置いた農産物の生産・流通対策により、地産地消の推進を図り、県民が求める安全・安心で信頼される県内農産物の提供に努める。 ・地産地消推進会議の開催 ・農産物直売所を拠点とする地産地消の推進	各地域において地産地消を進めるため地産地消推進会議を開催し、関係機関等の連携を図るとともに、農からの食育シンポジウムの開催や農作業体験等の実施により、広く地産地消への理解促進を図った。 農作業体験者数 延べ1,511名	食のブランド推進課

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	住情報の提供	個性化・多様化・高度化する住宅ニーズに対して、適切な諸情報を提供することにより、県民の住情報取得の機会拡大を図り、住意識の高揚を図る。 ・湖国すまい・まちづくり推進協議会活動支援事業活動費補助金	適正なマンションの維持管理や管理組合の円滑な運営に関する情報提供を行うため、草津、大津の2会場でマンション管理基礎セミナーを開催した。 ・平成29年10月14日 38名 (草津会場:フェリエ南草津) ・平成29年10月28日 46名 (大津会場:明日都浜大津)	住宅課
	■重点施策5 消費者教育・学習の推進			
	(1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進			
	子どもたちへの消費者教育推進事業	平成28年度に作成した消費者教育教材の増刷および活用機会の拡大により、子どもたちの学びの場における消費者教育の一層の浸透を図る。	平成28年度に作成した下記の消費者教育教材を増刷し、活用の機会を増やすことにより消費者教育の場の展開を図った。 ○幼児向け消費者教育教材(紙芝居「はるのたからもの」)100部 ＜配付先＞ 県内図書館49箇所、県内市町消費生活センター9部 他 ○小学校低学年向け消費者教育教材(すごろく「滋賀県消費生活ゲーム」)100部 ＜配付先＞ 滋賀県金融広報アドバイザー30部、県内市町消費生活センター26部 他 ○すごろくを活用した出前講座 放課後児童クラブ(学童)9回(20~50人/回) イベントでのブース出展 1回(参加約10家族、30人)、 使い方についての研修会 1回(対象:県内市町の消費生活相談員)	県民活動生活課
	消費者教育支援事業	小学校における消費者教育を支援するため、県教育委員会との連携により、家庭科の補助教材の作成および配布を行う。	県教育委員会(小学校家庭科部会)との連携により、県内全ての小学5年生、6年生が使用する教材を作成・配付した(15,000部)	県民活動生活課
	地域の若者を巻き込んだ消費者教育推進事業	学生等の若者が主体となって、同年代や低年齢層等を対象とした消費者教育・啓発事業を企画し、実施する。	消費者教育に関心のある学生を募集し、同年代や低年齢層を対象とする消費者教育・啓発活動を行った。 ○子供向け消費者教育(参加学生7人) 学生が幼稚園を訪問し、紙芝居の読み聞かせを実施(県内幼稚園2か所、計4回) ○消費者被害防止啓発グッズや啓発記事の作成(参加学生2人) ・学生によるデザインを基に啓発グッズを作成 (クリアファイル2,400枚、缶バッジ4,200個、うちわ10,000枚) ・情報誌に掲載する啓発記事の作成(レイクスマガジン、ランチパスポート滋賀)	県民活動生活課
事業者に向けた消費者教育推進事業	消費者重視による経営(消費者志向経営)を実践するための具体的な事例を紹介するなど、企業の持続的な発展に役立つ場となるよう情報提供を行う。	消費者重視による経営(消費者志向経営)を実践するための具体的な事例を紹介し、消費者に信頼される企業活動の在り方について考える講座を開催した。 平成30年3月15日(木) 滋賀県消費生活センター (参加者:17人) 内容:「消費者の声を企業の発展に~お客様の声を次の企業活動にどう生かすか~」 講師:岩井清治氏(ACAP西日本支部長)	県民活動生活課	

## 平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	高校生消費生活講演会	滋賀弁護士会との共催により、弁護士や消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣。消費者トラブル被害に遭わない様、トラブル事例や対処法について情報提供を行う。	悪質商法による若者の消費者被害を未然に防止するため、弁護士・消費生活相談員が学校に出向き、主に高校3年生の生徒を対象に講演会を開催した。 ＜開催実績＞高校・特別支援学校：11校、11回 607人	消費生活センター
	くらしの情報セミナー	消費生活相談窓口寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	くらしに関するタイムリーな情報を提供することにより、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成するためのセミナーを開催した。 ＜開催実績＞ 2回開催、参加者：計84人 【テーマ】 「通販のメリットとデメリット～思わぬトラブルにあわないために～」 「終活のススメ～老後資金と相続の基礎知識～」	消費生活センター
	くらしの一日講座(出前講座)	地域や団体等の研修会に消費生活相談員を派遣し、くらしに身近な問題に関する学習機会を提供する。	各種団体の要請に応じて、消費生活センターまたは要請元の会場で、くらしに身近な問題について学習する機会を提供した。 ＜開催実績＞ 計42回開催、参加者：計1,787人 申し込み団体：老人会、自治会、消費生活グループ、学童保育 等	消費生活センター
	親子くらしの情報セミナー	親子で観察や簡単な実験実習を行い、子どもたちの消費生活に関する関心を高め、正しい知識を養う。	お札の印刷工場の見学や簡単な工作などの体験学習を交えながら、子どもの消費者トラブルを防ぐ教室を開催した。 ・「おさつの印刷工場見学&消費生活ミニ講座」 7月24日 ・「LEDランプ工作教室&消費生活ミニ講座」 8月10日午前・午後 計3回 計124人	消費生活センター
	<b>(2) 消費者教育の担い手(人材)の育成と支援</b>			
子どもたちへの消費者教育推進事業<再掲>	平成28年度に作成した消費者教育教材の増刷(配布先の拡大)および教材を活用した実践プログラムを実施し、子どもたちへの学びの場における消費者教育の浸透を図る。	平成28年度に作成した下記の消費者教育教材を増刷し、活用する機会を増やすことにより消費者教育の場の展開を図った。 ○幼児向け消費者教育教材(紙芝居「はるのたからもの」)100部 ＜配付先＞ 県内図書館49箇所、県内市町消費生活センター9部 他 ○小学校低学年向け消費者教育教材(すごろく「滋賀県消費生活ゲーム」)100部 ＜配付先＞ 滋賀県金融広報アドバイザー30部、県内市町消費生活センター26部 他 ○すごろくを活用した出前講座 放課後児童クラブ(学童)9回(20~50人/回) イベントでのブース出展 1回(参加約10家族、30人)、 使い方についての研修会 1回(対象：県内市町の消費生活相談員)	県民活動生活課	
消費者教育支援事業<再掲>	小学校における消費者教育を支援するため、県教育委員会との連携により、家庭科の補助教材の作成および配布を行う。	県教育委員会(小学校家庭科部会)との連携により、県内全ての小学5年生、6年生が使用する教材を作成・配付した(15,000部)	県民活動生活課	

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名	
重点施策/施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	地域の若者を巻き込んだ消費者教育推進事業<再掲>	学生等の若者が主体となって、同年代や低年齢層等を対象とした消費者教育・啓発事業を企画し、実施する。	消費者教育に関心のある学生を募集し、同年代や低年齢層を対象とする消費者教育・啓発活動を行った。 ○子供向け消費者教育(参加学生7人) 学生が幼稚園を訪問し、紙芝居の読み聞かせを実施(県内幼稚園2か所、計4回) ○消費者被害防止啓発グッズや啓発記事の作成(参加学生2人) ・学生によるデザインを基に啓発グッズを作成(クリアファイル2,400枚、缶バッジ4,200個、うちわ10,000枚) ・情報誌に掲載する啓発記事の作成(レイクスマガジン、ランチパスポート滋賀)	県民活動生活課	
	事業者に向けた消費者教育推進事業<再掲>	消費者重視による経営(消費者志向経営)を実践するための具体的な事例を紹介するなど、企業の持続的な発展に役立つ場となるよう情報提供を行う。	消費者重視による経営(消費者志向経営)を実践するための具体的な事例を紹介し、消費者に信頼される企業活動の在り方について考える講座を開催した。 平成30年3月15日(木) 滋賀県消費生活センター(参加者:17人) 内容:「消費者の声を企業の発展に〜お客様の声を次の企業活動にどう生かすか〜」 講師:岩井清治氏(ACAP西日本支部長)	県民活動生活課	
	くらしの情報セミナー<再掲>	消費生活相談窓口寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	くらしに関するタイムリーな情報を提供することにより、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成するためのセミナーを開催した。 <開催実績> 2回開催、参加者:計84人 【テーマ】 「通販のメリットとデメリット〜思わぬトラブルにあわないために〜」 「終活のススメ〜老後資金と相続の基礎知識〜」	消費生活センター	
	<b>(3) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり</b>				
	消費者月間講演会の開催	5月の消費者月間にあわせ、消費者問題をテーマとした講演会等を県内の消費者団体と共催で実施する。	特定非営利活動法人 消費者ネット・しが との共催により、フェアトレードをテーマとする映画の上映と講演会を開催した。 日時:平成29年5月20日(ピアザ淡海) 参加者:59人 内容:映画上映と講演会 映画上映「バレンタイン〜控」 講演「フェアトレードを通じてめざす、エシカル(倫理的)な消費者」 講師:田柳優子氏(認定NPO法人 ACE)	県民活動生活課	
	消費生活フェスタの開催<再掲>	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	消費生活フェスタの開催により、消費者トラブルをはじめとする消費者問題への関心を高めることができた。 平成29年9月18日(月・祝) ビバシティ彦根	消費生活センター	



平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針) 重点施策／施策(事業)名	施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名	
<p>■重点施策6 環境に配慮した消費者行動の推進</p>				
<p>(1) 環境に配慮した消費者行動の推進</p>				
<p>基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援</p>	<p>地球温暖化対策推進事業</p>	<p>家庭における節電・省エネ行動の促進によるCO2排出量の削減を目的に、さまざまな啓発を行う「節電・省エネ提案会」と各家庭に応じた節電・省エネ対策を提案する「うちエコ診断」を実施する。</p>	<p>家庭における省エネ・節電行動の定着を図るため、市町等と連携し、環境イベント、公民館、事業所や自治会等でエコ診断等を開催した。                      &lt;開催回数&gt;                      省エネ・節電提案会 33回                      うちエコ診断 162回</p>	<p>温暖化対策課</p>
	<p>スマート・エコハウス普及促進事業</p>	<p>個人用既築住宅に太陽光発電システムや省エネ製品等を導入する個人に対して補助することにより、家庭における地球温暖化対策および再生可能エネルギーの普及促進を図る。</p>	<p>合計1,014件の家庭に計1,253.2kWの太陽光発電を含む、発電設備や省エネ製品等が導入された。                      ○メニューごとの補助件数                      太陽光発電 251件、エネファーム 41件                      高効率給湯器(エコキュート等) 727件                      太陽熱利用 2件                      蓄電池 132件 (延べ1,153件、正味1,014件)</p>	<p>エネルギー政策課</p>
	<p>買い物ごみ・食品ロス削減推進事業</p>	<p>事業者、県民団体、行政で構成する「(仮称)滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、連携した取組の検討や情報交換を行うほか、買い物ごみ削減、食品ロス削減に係る県民や事業者の取組促進に向けた啓発等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定                          協定参加者(H30年3月末)                          無料配布中止実施事業者：30者                          削減取組実施事業者：8者、                          県民団体：11者                          行政：19者</li> <li>・環境にやさしい買い物キャンペーン                          県内のスーパーマーケットなど、99店舗(店頭啓発：15店舗、店舗独自取組：84店舗)において、買い物ごみ削減に関する普及啓発を実施。</li> <li>・食品ロス削減普及啓発イベントの実施                          県内ショッピングモールで「みんなでなくそう食品ロス～三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を実施</li> </ul>	<p>循環社会推進課</p>
	<p>滋賀グリーン購入ネットワークの支援</p>	<p>グリーン購入を推進するため、啓発活動を実施するとともに、滋賀グリーン購入ネットワークを支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀グリーン購入ネットワーク各種事業への参加・支援                          「びわ湖一周買うならエコ!リレー」(パネル展示)、「三方よしエコフェア2017」でのブース出展、総会等各種会議への出席</li> <li>・滋賀グリーン購入ネットワーク補助金                          県内のグリーン購入の取組拡大に向け、滋賀グリーン購入ネットワークに対し補助金を交付</li> </ul>	<p>循環社会推進課</p>

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針) 重点施策／施策(事業)名	施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名	
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	(2) 環境学習・環境保全活動の支援			
	体系的な環境学習推進支援事業	<p>「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、持続可能な社会づくりを進める環境学習の体系的・総合的な推進を図る。また、幼児の自然体験型環境学習や小・中・高等学校におけるエコ・スクールの実践等を支援する。</p>	<p>以下の事業を行うことにより、環境学習の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児の自然体験型環境学習指導者実践会 幼稚園・保育園の指導者を対象に実践学習会を開催 5会場 参加：32園 計57名</li> <li>○エコ・スクールの推進 ・小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が、地域の方の協力を得て環境活動を実施する エコ・スクール活動認定 活動認定校：18校 ・エコ・スクールの認定校の活動の発表会を開催 1回(4校から発表)</li> <li>○第三次滋賀県環境学習推進計画の推進 滋賀県環境学習等推進協議会開催し、計画の進捗状況の把握をし、好事例を広めていくこととした。また、学校の環境に対する取組を見学し現場教職員と協議会委員との意見交換を行った。 開催回数：4回(うち学校訪問2回)</li> <li>○市町環境学習担当者会議を開催し、環境学習に係る情報共有を図った。 1回</li> </ul>	琵琶湖保全再生課
	「びわ湖の日」活動推進事業	<p>「びわ湖の日」の展開を多様な主体(大学・事業者他)との連携・協働により進め、琵琶湖の多様な価値について認識を深めるとともに持続可能な社会づくりに向け考え・行動するきっかけを創出する。</p>	<p>「琵琶湖をきれいにする」「豊かな琵琶湖を取り戻す」「琵琶湖にもっと関わる」の3つの視点から事業を推進した。</p> <p>重点項目は、「琵琶湖周航の歌」100年との連携、若い世代へのアプローチ、下流域への発信強化、ソーシャルメディアの有効活用</p> <p>包括連携締結企業や大学および下流域自治体等と連携し、様々な事業展開を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学との連携：啓発ポスター・クリアファイルの作成、連続講座の開催、大学内レストランでの湖魚メニュー提供 等</li> <li>・企業との連携：コンビニや大型商業施設での県産食材を使用した関連商品の販売・びわ湖の日ブースの設置、啓発ポスター巡回展示</li> <li>・公共施設との連携：京都市立琵琶湖疏水記念館および琵琶湖周航の歌資料館でのパネル展示</li> <li>・ソーシャルメディアを活用した写真投稿の呼びかけ 等</li> </ul>	琵琶湖保全再生課
	県内大学新入生等への琵琶湖体験の機会提供	<p>大学との連携により、琵琶湖の魅力を知ってもらうための体験型の湖上ツアーを実施することにより、学生に琵琶湖や滋賀の自然に触れ、環境保全活動に着手する入り口を提供する。</p>	<p>立命館大学と連携し、講義の一環として琵琶湖と人とのつながりや多様な価値について講義を行った。その後、湖上体験およびフィールドワークをする体験ツアーを1回実施した。</p> <p>講義対象：400名 琵琶湖体験ツアー参加大学生：32名(荒天候のため参加者半数)</p> <p>県内の大学生を対象に、琵琶湖と人とのつながりや多様な価値について知っていただく機会として、湖上体験およびフィールドワークをする体験ツアーを1回実施した。</p> <p>琵琶湖体験ツアー参加大学生：59名</p>	琵琶湖保全再生課
環境学習センター事業	<p>県民、NPO、事業者等が取り組む環境学習が効果的に実施されるよう、サポート等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習に関する情報や交流機会の提供</li> <li>・環境学習関連施設間の連携</li> </ul>	<p>自治会や子ども会などの地域団体、学校、NPO、企業、市町などから相談を受け、環境学習・活動に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等について情報提供を行うほか、ホームページやメールマガジンなどにより発信を行い、環境学習の活動の場づくりを応援した。</p> <p>環境学習に関する相談対応等 相談件数 180件、教材貸出件数 121件 環境学習情報メールマガジン 発行回数21回 登録者数1,050人</p>	琵琶湖博物館 (環境学習センター)	

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 消費者になるための支援	環境学習センター拠点機能強化事業	環境学習センターの拠点としての機能充実を図る。 ・ポータルサイト「エコロシー」登録者のネットワークの強化を図る。 ・環境学習情報の県外発信の拡充を図る。	各企業の取組事例の発表などをもとに活動者が情報交換や課題の共有、交流を深め、ネットワーク強化の促進を図った。 ・県内大学生の環境活動実施グループ交流会 平成29年11月4日 琵琶湖博物館 参加者41人 ・環境学習活動者交流会～ビオトープ観察の実技研修～ 平成29年11月29日 ヤンマーミュージアム他 参加者33人	琵琶湖博物館 (環境学習センター)
	低炭素社会づくり学習支援事業	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネ行動の促進 ・学校や地域における低炭素社会づくり授業 ・講座の開催	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた個々の取組への展開を推進。 学校地域における低炭素社会づくり授業、講座の開催 122回(3,543人)	温暖化対策課
	環境美化活動推進事業	琵琶湖をはじめとする湖国のすぐれた自然環境を保全し、かつ積極的に環境美化を図ることを目的として、県民、事業者等が一体となった環境美化運動を推進する。	多くの県民、事業者および各種団体に環境美化活動に参加いただき、環境保全に関する県民意識の高揚を図ることができた。 ・ごみゼロ大作戦(5月30日基準日) 参加延人数:35,092人 ごみ回収量:138トン ・びわ湖を美しくする運動(7月1日基準日) 参加延人数:125,583人 ごみ回収量:757トン ・県下一斉清掃運動(12月1日基準日) 参加延人数:88,663人 ごみ回収量:549トン	循環社会推進課
	全国に向けた環境こだわり農業の発信によるブランド力向上・消費拡大	環境こだわり農業の理念や取組について全国に向け発信し、理解促進・消費拡大を図る。 ・環境こだわり農業の理解促進 ・委託事業による啓発活動 ・こだわり滋賀ネットワークとの協働	環境こだわり農業が「日本一の取組」であり、生産者が琵琶湖のために努力していることを全国に発信し、環境こだわり農産物のブランド力向上や消費拡大、環境こだわり農業の理念や取組について理解促進を図った。 ・日本一!環境こだわり米キャンペーン 応募総数12,112通 ・日本一の環境こだわり農業発信 環境こだわり農業PR資材「ふうとぶっく」「タプロイド紙」作成 ・こだわり滋賀ネットワークとの協働	食のブランド推進課
消費者被害の防止と救済	■重点施策7 消費生活相談体制の充実強化			
	(1) 県の消費生活相談体制の充実強化			
消費生活相談員の設置	消費生活に関する相談や苦情を受け付け、助言、あっせんを行うなど、県民の安心・安全な消費生活の確保と消費者被害の救済に努める。	消費者トラブルに対し、専門的な立場から助言やあっせんを行うことにより、消費者被害の防止と救済を図るため、消費生活相談員を設置。 <県における消費生活相談受付体制> ・県民活動生活課 消費生活相談員1名(平日 9:15~16:00) ・消費生活センター 消費生活主任相談員1名、消費生活相談員9名 (祝日・年末年始を除く 9:15~16:00) <県における相談受付状況>(平成29年度) ・県民活動生活課 92件 ・消費生活センター 3,803件	県民活動生活課 消費生活センター	

## 平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本的方向Ⅲ 消費者被害の防止と救済	消費生活相談員レベルアップ事業	県および市町の消費生活相談員、行政担当職員が専門的知識や相談処理技法を習得するための研修を実施する。	県および市町の消費生活相談員および窓口担当職員が、各分野の専門知識を身につける機会を設けることで消費生活相談員等の資質の向上を図った。 ・レベルアップ研修会 開催回数 6回 延参加者数 162名 ・相談事例研修会 開催回数 3回 延参加者数 67名	消費生活センター
	県域での消費者被害防止・消費者教育ワーキングチーム	県・市町の消費者教育・啓発担当でワーキングチームを結成し、消費者教育に関する資料や教材・優良事例等の収集を行うとともに、講演会の開催等により消費者教育・啓発従事者に知識・情報の提供を行う。	県および市町の消費生活相談員および窓口担当職員が、消費者被害防止のための知識・情報を習得し、効果的な消費者への啓発について検討した。 ・情報商材事例検討会 開催回数 1回 延参加者数 15名	消費生活センター
	専門家を活用した困難事案対応事業	消費生活相談体制の不十分な町などにおける消費生活相談の困難事案について、弁護士等の専門的見地からの助言を得て解決をはかる。さらに、解決に至った方法や対応策等について、可能な限り他市町とも情報共有を図り、県域におけるノウハウの蓄積を図る。	市町における消費生活相談の困難事案について、弁護士からの助言を得て解決をはかった。 <実績> 1市1町 3事案	消費生活センター
	弁護士会等の専門機関等との連携	複雑化する相談に対応するため、弁護士等専門家からの適切な助言・指導を得る。	特に法律解釈を必要とする相談事案について、専門的な意見、助言を得るため弁護士に指導を受けた。 依頼回数 12回 46事案	消費生活センター
	権利擁護センターの運営	財産・身上監護などに関する権利行使が困難な知的障害者、精神障害者等の権利擁護に関する相談対応から問題解決までの支援を行う機関として県社会福祉協議会に設置する権利擁護センターの運営に対して助成する。 ・相談事業 ・権利擁護サービス事業 ・地域福祉権利擁護事業実施市町社協に対する支援 ・研修・調査研究事業	◇権利擁護センターの運営 判断能力が十分でない方の権利擁護のため、相談援助事業を実施するとともに、市町社協が行う地域福祉権利擁護事業の支援や、関係者の資質向上を図るための研修を行った。 (1) 相談援助事業 相談受付件数 188件 専門相談(弁護士) 14件 (2) 生活支援事業 地域福祉権利擁護事業 ①実施社協・団体への助成 19市町社協 ②担当者会議の開催等 担当者会議 1回 (3) 研究・広報事業 ①権利擁護フォーラム 参加者 81人 ②新任職員・生活支援員研修会 3回 参加者 計 84人 ③成年後見制度・申立て事務に関する研修会 参加者 67人 ④成年後見制度等なんでも相談会への協力 7圏域 計9回 ⑤障害者虐待防止啓発リーフレットの作成・配布 5,000部 ⑥権利擁護センターパンフレットの作成・配布 3,000部	健康福祉政策課

平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本的方向Ⅲ 消費者被害の防止と救済	滋賀県運営適正化委員会の運営	福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の適正な運営の確保とともに、福祉サービスに関する苦情のうち、利用者と事業者間で解決困難な事例の解決や人権侵害に関わる案件の通報などの役割を担う機関として県社会福祉協議会に設置する滋賀県運営適正化委員会の運営に対して助成する。 ・苦情解決合議体の運営 ・運営監視合議体の運営 ・研修・調査研究事業	◇運営適正化委員会の運営 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行った。 (1) 苦情解決受付状況 200件 (2) 運営適正化委員会選考委員会の開催 1回 (3) 運営適正化委員会の開催 1回 (4) ①運営監視合議体の開催 2回 ②定期現地調査 11日間(11市町社協) (5) 苦情解決合議体の開催 7回 事情調査 0件、申入れ 2件、あっせん 1件、虐待通報 0件 (6) 広報・啓発活動 ・県内事業者に対し、啓発リーフレットを巡回指導や研修会等で配布 ・HPでの広報 (7) 巡回指導 個別指導 7か所	健康福祉政策課
	貸金業者に係る相談窓口の設置	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。	貸金業者に係る相談窓口として、課内に常設している「しが金融ホットライン」を通じて、資金需要者等の抱える問題の解消に努めた。 資金需要者等からの様々な相談等に対し、親切かつ親身に対応するよう努めており、問題の解消に向けた支援ができていていると思われる。	中小企業支援課
	不動産無料相談所の運営指導	宅地建物取引に関する苦情相談および宅地建物にかかる相談業務を行い、適正な取引の確保および消費者の保護を図る。	滋賀県不動産取引業協議会が設置する無料相談所の運営 無料相談所：不動産取引に関する相談内容の整理と解決に向けた方法の助言などが主業務。 平成29年度の相談実績：962件	住宅課
	住宅相談の実施	個性化・多様化する住まいに対する県民のニーズに合った助言・指導を行う。 ・住宅相談業務の委託	◇住宅相談の実施 平成29年度実績：電話相談 57件 面接相談 8件 現地相談 0件 合計 65件	住宅課
<b>(2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援</b>				
市町の相談体制の充実強化への支援	消費生活相談の複雑化・広域化に対応するため、市町との連携強化を一層図る。 市町消費者行政の体制整備と施策の充実を促進する。 ・市町への交付金 ・市町担当職員研修等の開催 ・消費生活センター・ヘルプデスクの運営 ・消費生活相談困難案件の共同処理 ・市町相談担当者への巡回訪問支援	相談窓口担当者への支援として、情報交換会の開催や、消費生活相談員未配置の町窓口や配置人数の少ない市窓口では対応困難な相談案件について、要請に応じて消費生活センターが共同処理などの支援を行った。また、巡回訪問事業として6町を訪問し「身近な相談窓口」の充実を図った。 ・相談窓口担当者情報交換会 開催回数 3回 延参加者 65名 ・ヘルプデスクの運営 37件 ・消費生活相談困難案件の共同処理 3件 ・市町相談担当者への巡回訪問支援 1市6町 延25回	県民活動生活課 消費生活センター	

## 平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本的方向Ⅲ 消費者被害の防止と救済	高齢者成年後見支援センターの運営	成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助言および人材育成等の支援を行うため、高齢者成年後見支援センターを指定し、運営する。 ・成年後見制度、高齢者虐待の専門的・技術的助言 ・高齢者虐待問題研修会の実施(市町・地域包括支援センター管理職向け)	(1) 高齢者虐待・成年後見相談事業 ・相談件数 30件 (2) 高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待防止セミナー 1回 参加者:132名 (3) 人材育成事業 ・高齢者虐待問題研修会 2日間 参加者:1日目48名、2日目40名	医療福祉推進課
	<b>■重点施策8 高齢者等への支援</b>			
	<b>(1) 高齢者等への的確な情報提供</b>			
	高齢者専門紙消費生活情報広告事業	滋賀県老人クラブ連合会発行の機関紙に、高齢者向け消費生活情報を掲載する。	滋賀県老人クラブ連合会発行広報紙「いきいき近江(平成30年1月発行)」の紙面に記事を掲載し、消費者問題について高齢者の関心を高めるとともに相談窓口の周知を図った。 発行部数:4万8000部(全老人クラブ会員に配布)	消費生活センター
	高齢者宅訪問啓発事業	交通安全協会女性団体連合会等と連携し、安全協会呼びかけの各戸訪問時等に啓発を行い、被害防止の啓発(声掛けや啓発物品の配布)に努めるとともに、被害者の掘り起こしを行う。	交通安全協会女性団体連合会と連携することにより、高齢者宅を個別訪問し、啓発資料の配付とともに、直接注意を呼びかけるといふきめ細やかな啓発活動を実施することができ、高齢者に消費者問題への意識を高めてもらうことができた。 実施期間 : 7月~12月 対象世帯数 : 4,000世帯	消費生活センター
	高齢者消費者被害防止パネル展示	県内各地で、主に高齢者向けの消費生活啓発パネル展示を行う。	<消費者月間> 県立図書館:5月3日~5月14日 県庁:5月16日~5月31日 <消費生活フェスタ> ビバシティ彦根:9月15日~9月20日 <その他> 彦根市役所耐震工事仮囲い:10月22日~11月30日	消費生活センター
<b>(2) 高齢者等の見守り体制の充実強化</b>				
高齢者に向けた消費生活情報啓発協定事業	高齢者の消費者被害防止を目的とした啓発協定に基づき、関係団体と連携した啓発事業に取り組む。	平成28年度に生協コープしが、しが健康医療生協の2団体と締結した「高齢者に向けた消費者被害防止のための啓発に関する協定」に基づき、各団体の会員等(対象者約5,000人)に配付するための啓発カレンダーを作成した。	県民活動生活課	

## 平成29年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H29実績・成果	課名	
重点施策/施策(事業)名					
消費者基本 被害的 方向Ⅲ と 救済	見守り支援者等研修会	高齢者の消費者トラブルを防ぐために、高齢者を支援する関係者に高齢者を取り巻く消費トラブルの現状を知り、高齢者を地域で見守ることの大切さや地域のみんなが取り組める「見守り」について考えてもらう。	高齢者を取り巻く消費者トラブルの現状と、地域で取り組める「見守り」について考える講座を、湖南市との共催により開催した。 日時：平成30年2月28日 場所：湖南市立共同福祉施設 (参加者42人) 講演会：「高齢者の消費者被害を防ぐため地域でできること」 講師：高嶋英弘 氏(京都産業大学法科大学院教授) 滋賀県消費生活センター消費生活相談員	消費生活センター	
	高齢者等見守り支援事業	「高齢者等見守り手帳」を高齢者の見守りをされている民生委員児童委員や介護事業所への配布により連携を強化し、高齢者の消費者被害の防止を図る。	介護事業所に「高齢者見守りガイドブック」を1,650部配布した。	消費生活センター	
	高齢者の消費被害110番の開設	状況をみて必要な時期に「高齢者の消費者被害110番」を開設し、高齢者からの相談の掘り起こしを図り、被害者の早期救済と被害防止に努める。	高齢者における消費者被害の回復と予防を目的に、「高齢者消費生活110番」を実施した。 期間：12月11日(月)～12月25日(月) 受付件数：60件	消費生活センター	
	■重点施策9 法令違反事業者等への指導強化				
	特定商取引法に関する事業者指導の強化		住宅リフォームを行う事業者に対し、販売目的等不明示、書面不備、不実告知による文書指導を行った。 貴金属の買取り業者に対し、氏名等不明示、勧誘意志の事前確認義務違反等による文書指導を行った。	県民活動生活課 消費生活センター	
	消費者被害に関する情報提供体制の構築		警察と連携し、特殊詐欺に関する情報を県警へ提供した。	県民活動生活課 消費生活センター	